

木造住宅の耐震改修に伴うリフォーム事業費
助成のご案内



松戸市 住宅政策課

令和6年度版

松戸市木造住宅の耐震改修に伴うリフォーム事業費助成の概要

この制度は、木造住宅の耐震改修の促進に寄与するため、松戸市木造住宅耐震改修助成事業の補助金を受けて行う耐震改修工事と併せて当該木造住宅のリフォーム工事を行う方に対し、当該リフォーム工事に要する費用の一部について補助を行うものです。

このリフォーム事業費の補助を受けるためには、松戸市木造住宅耐震改修助成事業を利用することが必要になるため、初めに建築指導課と事前協議を行い、その後、住宅政策課と協議することになります。

事前着工（補助金交付申請の手続きの前に工事を実施すること。）は補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

申請受付期間は、令和6年5月7日（火）から令和6年12月2日（月）までとなります。

※令和7年2月15日までにリフォーム工事の完了が見込まれること。

1. 対象となる木造住宅

松戸市木造住宅耐震改修助成事業の補助金を受けて耐震改修工事を行う一戸建て住宅または併用住宅であること。

2. 補助対象者

前項に掲げる耐震改修工事と併せて当該木造住宅のリフォーム工事を行う者とします。

3. リフォーム事業費の補助金額

補助金額は、リフォーム工事に要する費用の10分の1に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、30万円を限度とします。

4. 助成対象となるリフォーム事業費

松戸市木造住宅耐震改修助成事業を利用する耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事で、次の表に掲げる工事などを助成の対象とします。なお、本市が実施している他の制度による補助金の交付を受ける工事は対象外となります。

	部位	対象となる工事	対象としない工事
建築工事	屋根	葺替え、塗装工事等	(1) 家具（造付け家具を除く。）、備品等の購入及び設置に係るもの (2) 下屋（さしかけ屋根等）、後付けベランダ、外階段等の設置工事 (3) 外構工事等
	外壁、軒裏等	張替え、塗装工事等	
	外部建具	既設建具の改修又は新設工事	
	床、壁、天井等	室におけるそれぞれの部位の張替え、塗装工事等	
	内部建具	(1) 壁等改修に伴う既設取替え又は新設工事 (2) 造付け家具、建具枠等の造作工事	
	その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事	
機械設備工事	配管	(1) 老朽化等による既設配管の取替え工事 (2) 機器の取替え又は新設に伴う配管工事	(1) 下水道接続工事 (2) 屋外に外流しを設置する工事等
	機器	老朽化、バリアフリー化又は機能向上のために行う便所、台所、浴室等の機器の取替え又は新設	
電気設備工事	配線等	(1) 老朽化等による既設配線等の取替え工事 (2) 機器の取替え又は新設工事に伴う配線等工事	インターネット、ケーブルテレビの接続工事等

5. リフォーム工事の施工者

市内に本店、支店または営業所を開設している者で、建設業法による許可を受けている者とする。

6. 申請手続きの流れ

リフォーム事業費助成は、松戸市木造住宅耐震改修助成事業の補助金交付申請書を建築指導課に提出し、受理後、リフォーム事業費助成の補助金交付申請を行っていただきますのでご注意ください。手続きの流れは[表1]を参照してください。

松戸市木造住宅耐震改修助成事業に係る申請手続きは建築指導課になります。

7. 提出書類一覧

(1) 補助金交付申請

- 松戸市木造住宅リフォーム事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- 松戸市木造住宅耐震改修助成事業の交付決定通知書の写し
- 松戸市木造住宅耐震改修助成事業の設計承認申請書の写し
- 案内図
- 設計図書
（工事概要書、改修図面、工程表など）
- 見積書又はその写し
（見積書は耐震改修工事とリフォーム工事の費用を別々に記載したものとし、
リフォーム工事に要する費用が分かるものとしてください）
- 委任状（代理人が申請する場合）
- その他市長が必要と認める書類

(2) 実績報告書の提出

- 松戸市木造住宅リフォーム事業費補助金実績報告書（第3号様式）
- リフォーム工事に係る工事請負契約書の写し
- 施工前及び施工後の写真
- リフォーム工事に係る領収書の写し

(3) 補助金交付請求書の提出

- 松戸市木造住宅リフォーム事業費補助金交付請求書（第5号様式）

8. その他

この制度の問合せ先

街づくり部 住宅政策課 電話 047-366-7366

木造住宅耐震改修助成事業の問合せ先

街づくり部 建築指導課 電話 047-366-7368



[表1]助成事業の流れ

